

平成25年第1回本巢市議会定例会議事日程（第4号）

平成25年3月15日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏑本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鷓飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	川村登志幸
企画部長	石川博紀	市民環境部長	山田敏晴
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部長兼 根尾総合支所長	奈良村竜生	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	高橋卓郎	会計管理者	古田浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	白田慶生		

開議の宣告

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、議席番号15番 上谷政明君から遅刻届が出ておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許可しておりますので、御報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（後藤壽太郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 高田文一君と7番 高橋勝美君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（後藤壽太郎君）

日程第2、一般質問を行います。

8番 安藤重夫君の発言を許します。

8番（安藤重夫君）

議長の許可が出ましたので、通告に従い順次質問を行いますので、よろしくお願いを申し上げます。声が立ちませんので、できるだけ力を入れて質問したいと思いますので、聞きにくいかもしれませんが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

市内の廃屋についてでございます。

質問理由といたしましては、国道157号線沿線を北上しますと廃屋が目につきますが、淡墨桜の開花も間近になって観光の時季になると、遠来より観光客が多数お見えになります。これらの廃屋につきまして、何らかの対応策が必要と考えられますが、いかがでございましょうか。

まず第1として、景観上大変よろしくありません。市の対応はいかがでしょうか、産業建設部長にお伺いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

ただいま御質問の、157号線沿線を北上すると廃屋が目につき、景観上よくありませんが、市の

対応はということでございますが、景観に対して著しく支障となる廃屋につきましては、撤去されることが望ましいことは言うまでもありませんが、私的財産であり、市に撤去を行うといった権限はございません。現状では、所有者を調査した上で適切な管理を促し、自主的な改善を委ねるほか方法がありません。

しかし、独自に条例を制定し、廃屋や空き家の適正管理を図ろうとする自治体もあります。その内容は、勧告や命令に従わない場合には所有者を公表するものや、行政代執行による強制撤去をうたっているもの、解体費用の一部を補助するものなどで、千差万別でございます。

県下では、笠松町が代執行に踏み込んだ空き家等の適正な管理に関する条例の施行を予定しています。また県外では、和歌山県が住民の要請に基づき、景観上支障となる廃墟に対して、除却などの措置をとるよう勧告や命令を行う景観支障防止条例を施行しています。

本市として、条例の制定につきましては、本来所有者が解決すべき問題であることや、代執行による解体費用の債権回収などの問題もあり、慎重な対応が必要と考えております。

今後、増加するであろう廃屋の問題については、議員御指摘の景観上の問題のほか、防火、防犯、環境、福祉など、さまざまな問題がありますので、相談窓口や体制を含め、他市町の取り組みを十分調査して、本市としてどのような対応ができるか、全庁的に研究する必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8 番（安藤重夫君）

いろいろな大変難しい問題があるということは、ただいまの答弁でよくわかります。

なかなかこれだというようないい解決策がないようでございますが、2 番の、解体撤去いたしますと更地になりますが、更地になると税制上の問題はどのようになりますか。総務部長にお伺いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

廃屋ですね、こういったものを解体撤去して更地になったら、税金上の取り扱いはどうなるかというところの御質問でございますが、現在、専用住宅の敷地の用に使っておみえになります土地、住宅用地でございますが、その税負担を特に軽減する必要から、その面積によりまして、課税標準の特例措置がそれぞれ設けられてございます。

小規模住宅用地の課税標準額は価格の6分の1の額。それから、その他の住宅用地の課税標準額につきましては、価格の3分の1という決めがございます。

ちなみに小規模住宅用地と申しますのは、200平方メートル以下の住宅用地をいうものでござい

ます。

例えば400平方メートルの住宅用地をお持ちの方が、住宅を解体撤去されたということで、概算でございますが、試算してみますと真正、糸貫地域の辺ですと3万2,557円、これが10万1,289円に、本巣地域でございますと2万6,559円が8万2,630円に、それから根尾の、これはちょっと特例ですが門脇のあたりですと4,546円が1万4,143円ということで、これは24年度の固定資産税の概算でございますが、こんなふうになるものでございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8番（安藤重夫君）

大変な税負担がかかるわけですが、解体工事は昔と違いまして、分別が大変厳しくなっております。例えば、石綿スレートの場合、三六の1枚板でしか処理業者は受け入れを拒否します。割れたり、ましてや細かく砕かれたような場合は、処理業者は受け入れを拒否するのが現状であります。そのように、現状、解体工事費用が坪当たり2万5,000円から3万円かかるというようなことで、大変な解体費が発生しまして、その家の持ち主は、その上、ただいまの説明ですと税が6倍になったり5倍になったりというようなことで、所有者は大変であると思います。

いっそのこと解体した後に、その土地を雑種地、もしくは猿やイノシシなどの被害に遭わないような梅などを入れて、その宅地に植栽をして農地に戻した場合は、税制上はどうなりますか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

議員の、今御提案されました解体撤去した後に、一つの例として梅ということでおっしゃいましたが、固定資産税、土地でございますが、評価上の地目は登記簿上の地目ではございません。あくまでその年の1月1日に現況がどうであったかという地目で行わせていただいております。

地目といいますと、宅地とか、あと田畑、沼地とか、山林、牧場原野、こういった雑種地もございますが、先ほども申しましたように、賦課期日、果樹を1月1日までに植えておみえになって、肥培管理、ちゃんと肥料をやって、剪定とかいろんな管理をしておみえになれば、農地としての課税ということになります。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8番（安藤重夫君）

農地となれば、何千円の単位で課税がかかりますので、ぜひともそういった方法で、空き家・廃屋が市内にもかなりありますが、そういった方法をとられるようなことも考えることができ

ますよというようなことで喚起してほしいなど、こんなようなことを思います。

それでは、2番の本業市の特産であります富有柿や梨生産農家につきまして、お伺いを申し上げます。

質問の理由といたしましては、近年、耕作放棄が増加しております。それらから病害虫の発生が懸念をされます。そこで、耕作放棄園に対する行政の指導を産業建設部長にお伺いを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

耕作放棄園に対する行政指導はということで、御答弁を申し上げます。

耕作放棄園について市といたしましては、苦情等をいただいたときに、土地所有者や耕作者に対し、その都度、適正な管理をするようお願い文書を送付しています。

また、平成23年度より農業委員会において農地パトロールを実施し、農地基本台帳による利用状況の調査を行っており、平成23年度調査時点での遊休農地の面積は9.5ヘクタール程でございますが、樹園地の占める割合はつかめておりませんので、今後は樹園地の調査をしたいと考えております。

この調査により、耕作放棄園など遊休農地となっている場合、所有者等に対し耕作再開に向けての意向確認を実施し、耕作再開に向けた指導を実施しています。しかし、その後改善が見られない場合は遊休農地通知書を交付し、利用計画届け出書の提出を促しますが、それでも改善が見られない場合は、勧告書を交付することとなります。

今後においても、農業委員会と密接に協議し、適正な管理ができるようきめ細かな対応を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8番（安藤重夫君）

答弁にもありましたように、樹園地の耕作放棄の面積は把握できていないということですが、水田におきましては、雑草が茂ってまいりますと行政指導が入り、除草を地権者に促します。できない場合は、シルバー人材センターより人が派遣されておるのが現状であります。

樹園地においてもそういった行政指導、専門農家に迷惑のかからないように、管理のできない樹園地の皆伐を指導すべきだと考えますが、いかがでございましょうか、部長。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

議員おっしゃいますように、そういった苦情はたびたび承っております。

その都度電話でお願いしたり、訪問したりというようなことで今までも対応させていただいておりますが、今おっしゃいましたように、皆伐とおっしゃいましたが、伐開等を指導しながら、今後の利用状況についても御相談しながら指導を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8 番（安藤重夫君）

よろしくお願いを申し上げます。

何しろ柿の専業農家、梨の専業農家は、それで1年の生計を立てておられますので、手間がないとか、高齢化で栽培が難しいだとかというようなこともいろいろあると思いますが、専業農家に迷惑のかからないような樹園管理を促してほしいと思います。

2 番ですが、一昨年より本市南部におきましては、落葉病がここ3年来大変に発生しております。巢南の十八条、十九条あたりは大変な被害が三、四年前から見受けられておまして、それが私ども真正のほうへ順々に伝播してきまして、今や303号を越えようとしておるのが現状であります。

一旦落葉病にかかりますと、果実は当然のごとく青い葉っぱがなくなるわけでございまして、通常ならこれから果実が大きくなるうとするやさきに紅葉し始めまして、落葉するのが落葉病であります。大変困った病気であります。それから、山地に行きますと炭疽病が多発しております。それからカメムシも発生しております。それも、こういった耕作放棄園が大きな原因の一つだと考えられております。

でありますから、何らかの対応策が必要と考えられますが、実態の把握はされておられますか。産業建設部長、御答弁をお願い申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

ただいまの御質問でございますが、実態の把握につきましては、現状を見させていただいて、その感触、実際に耕作放棄園で落葉病でありますとか、炭疽病がどの程度の園に広がっておるかについては把握しておりませんが、現状を見ておる限りでは確かに議員おっしゃるとおりだと思っております。

耕作放棄園を原因としました落葉病等につきましては、耕作放棄園の所有者、または耕作者に対し、適正な管理を文書によりお願いをしております。また、耕作放棄園の付近の農家の方に対しては、自作農地へ罹患した葉の進入を防御し、進入した場合はその処理を完全に行うように県の普及課と連携し、指導をさせていただいております。

なお、落葉病に関しては、梅雨どきに罹患し秋口に発症するため、発症してからの防除が非常に困難であり、栽培暦に書いてあるように、適期に防除をすることが有効とされております。炭疽病につきましては、樹園地の葉や選定枝の処分が有効とされ、罹患が確認できたら素早い防除が必要となってきます。また、カメムシ対策におきましても、適期の防除を徹底することが必要とされておりますので、今後、市といたしましては、県の普及課と連携をとりながら、広報誌でのPRや農事改良組合長会など、農業者の集まる機会を捉えてお知らせをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8 番（安藤重夫君）

全くそのとおりでありますね。放棄園によりこれらの病害虫は、先ほど申し上げましたように、専業農家への影響が多大であります。

これは、去年の9月の中旬のことでありまして、私の知り合いから、実は大変困ったことが起きておると。3日ごとに、収穫用のコンテナに二、三箱炭疽病の青い柿の実を切り取っていると。これでは、柿の収穫が始まるころには柿畑に柿の実がなくなってしまうだろうというようなことになりかねないので、大変困っているというようなことで話を聞きましたので、すぐさまそういった炭疽病に対しての薬剤はあるのかというようなことで問い合わせました結果、特効薬がありますよというようなことで、すぐさま手配をすることができまして、翌日、散布をされましたところ、見事にそれ以降の発生を抑えることができました。この薬剤は、炭疽病のみならず、何と先ほどの落葉病にもよく効きます。その上うどん粉病にもというような、大変な薬剤であります。

先ほど部長の答弁にもありましたように、県の普及センターとも連携しながら対策をとられますよう、柿振興会にもこういった話を進められまして、そして専業農家が安心してできるような方策をとられますようお願いを申し上げます。

なお、この薬剤は4年前に発売されております。これにもかかわらず、こんなおくれをとったというようなことは、岐阜県のクリーン農業の政策に少なからずかかわっておるのではないかなと。

クリーン農業と申しますのは、農薬のみならず、肥料にまでこういったものがというようなことで限定をされまして、安心して安全で消費者に届く農産物ができますというようなことを目途にして推し進められておる県の事業であります。このクリーン農業のシールを張ることができるのは、そのほかの農薬やそのほかの肥料を使用しますと、このクリーン農業のシールが張れませんよというようなことに起因します。でありますから、4年も前に発売されておるにもかかわらず、こういったすばらしい薬剤があるにもかかわらず、おくれをとってきたというのが現実であると私は考えます。今年からようやくそれが認められたというようなことで、ことしからはこの薬剤が農家にも指導されて、それで我々本巣市の誇りでもあります富有柿が適正に出荷されて、大量に消費者のもとに届くと考えます。

何しろ私はこういうふうにかえます。福岡だとか和歌山だとか、かつては我々に技術を求めてきた産地が、今や大変な大産地になっております。奈良もそうです。私が4Hクラブにおった若かったころに、そういったところから本巢市の我々のこの地へ、技術指導だということで2泊というようなことで、あちらのほうから随分研修にお見えになったことを記憶しておりますが、何しろ私も本巢の柿は、大変県下でももちろん有名であります、国内でもですが、そういった柿の昔からの産地でありまして、何しろ出荷ができてこそ産地であります。これが最大で最重要だと考えております。担当部長の御所見はいかがですか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

議員おっしゃるとおり、重要な産物であると認識しております。

今おっしゃいましたように、クリーン農業というのは農薬の使用制限、あるいは農薬の種類制限も確かにございます。4年前ということで、私もちょっと詳しい内容までは承知していませんので大変申しわけないんですが、その辺、普及課の方ともよく御相談を申し上げて対応をしていきます。今いろいろ被害に遭っていることについても、御相談しながら対応を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔8番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8番（安藤重夫君）

どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、3番の公共事業における入札制度についてでございます。

過去にも数社の入札金額が同額であったとかというような件で議会で一般質問がありましたが、そこで同額の場合、現在におけるくじの方法はいかがでございましょうか。総務部長にお尋ね申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、ただいま御質問いただきました同額入札の場合の落札者を決定するくじの方法ということでの御質問でございますが、建設工事等に関します入札につきまして、現在本巢市では電子入札システムで行っております。そうした場合に、落札となるべき同価格の入札をした者が2社以上あったという場合がございますが、そうした場合には、このシステムによる電子くじというものがございまして、このくじを利用して落札者、または落札候補者の決定を行っているところでござい

ます。以上です。

〔 8 番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8 番（安藤重夫君）

同額の業者が、例えば今説明がありましたように 2 社以上、4 社、5 社が同額の場合、私はボタンを押して A 社に決まりましたよと、その他 4 社は残念ながらだめでしたよと、そういった方法というのはいかがなものかと思えます。もっとわかりやすいように、2 番に書いてありますように、電子くじにおけるそういった方法じゃなくて、可視化の見通しというものはいかがだというようなことを思います。

それは何かと申し上げますと、何とか商店の年末大売り出しだと、同額の業者が、例えば 5 社お見えだと。白玉の場合は外れですよと、赤玉は 1 個しかありませんよと、赤玉を引いた場合は当選ですよというようなことでガラガラとやって、白玉を引かれたら運がなかったと。4 個の中の 1 個しかない赤玉を引いた人は当たりですよというような可視化の方法というのはいかがなものでしょうか、お尋ねを申し上げます。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

くじの場合の、今、例を挙げられました回転の抽せん機、こういったものもございしますが、先ほどちょっと御説明申し上げました電子入札システムの中でのくじの抽せんということでございます。

少しこのシステムを説明させていただきたいんですが、まず、入札参加者が事前に入力される時にくじ番号というものがございまして、この番号を入れていただきます。それから、入札書が提出されたときの時刻の 2 桁の秒数を足した数字をもって自動的に抽せんするというシステムでございます。ですから、入札参加者が入札された段階で自動的に落札者、または落札候補者が決定されるということで、先ほど申しましたように、現在このくじのシステムを行っているところでございます。

この電子入札システムにおきましては、開札時の立ち会い、こういったこともしていただくことが可能となっておりますので、こういった立ち会いをもって可視という方法にかえたいというふうに考えておまして、入札者、またはその代理人の方の希望がございましたら、これまでも少し、実際にはございますが、今後においても立ち会いをという中で実施していきたいというふうに考えております。

この電子入札システムにつきましては、入札に参加される方の利便性ですとか効率性、こういったことを図ることができるということを考えておまして、今後も電子入札くじを利用して実施してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8 番（安藤重夫君）

何日もかかって積算するわけですね、業者は。当然その仕事を受注したいということで、一生懸命何日もかかって積算して、その結果が同額だったと。そうなればくじはやむを得ないということですが、目に見えないところというのを疑うわけではありませんが、何かわけのわからんところで当たったり外れたりしちゃうと。そこへ持ってきて、当たるところは何回も当たるし、当たらないところはちょっと当たらないと。やっぱり不平や不満が聞こえてきます。

もっとレトロなといいますか、アナログ的といいますか、先ほども申し上げましたように、ガラガラとやる方法が一番納得できるという方法だと私はと思いますが、いかがですか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

この電子入札システムにつきましては、先ほども御説明を申し上げました入札に参加される方の利便性、例えば移動コスト、それから抽せんに来ていただく場合、またその移動の時間、こういったものも負担となるということから、こうした利便性、それから効率性を図りたいということで導入しているものでございまして、今後、こういったシステムの周知にも、もうちょっと力を入れていきたいというふうに思っております。

今後、特に要望がございましたら、これは別ですけれども、システム障害等のない限り、電子入札で実施したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

安藤君。

8 番（安藤重夫君）

部長の立場といたしましては、電子くじの公平・公明性というのは担保されておると、自信を持っておるといような答弁に聞こえますが、私にしますと、当然そうではあります、可視化の方向でという、再度そういうようなことを思いまして、質問を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

これは要望ですか。

8 番（安藤重夫君）

要望でいいです。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして9番 道下和茂君の発言を許します。

9番(道下和茂君)

ただいま議長の許可を受けましたので、通告をしてありました4点について質問をさせていただきます。

今回、私の質問に御答弁願います林政部長におかれましては、長きにわたり公僕として頑張られ、本年度で退職される予定とお聞きをいたしております。心より御苦労さまと申し上げます。これが登壇しての最後の答弁になるうかと思いますが、同郷のよしみとせんべつも兼ねまして質問をさせていただきます。

よろしく願いをいたしまして、私の質問に入らせていただきます。

まず、1番の広葉樹林の育成についての質問を行います。

この広葉樹林というのは、早い話が雑木林の手入れの必要性でございますが、本巢市北部では、有用広葉樹の宝庫であり、昔からトチ、ミズメなどが多く生育をいたしておりました。しかし、昭和30年代から40年代にはパルプ用材として活用され、架線集材などで多くの広葉樹林が皆伐され、集材による地表面の荒廃が進み、加えて根尾地域の北部では積雪が3メートル以上と深く、積雪や雪崩などにより、高木となる樹木は皆伐後30年ぐらいは生育が余り見られず、ススキやササなどの草木類が繁茂しております。

広葉樹林は、森林簿上での30年生以降、ナラやクリの生育が始まり、その後70年ぐらいたちますと有用広葉樹林になり、トチ、ミズメ、クリ、ナラなどの生育が多く見られるようになります。こうしたことから、自然広葉樹林の二次林では、皆伐後、放置された状態では有用広葉樹になるまで約20齢期を、いわゆる100年生の時を要しますが、幹の傷や割れ、ねじれなどで、広葉樹の優良木として余り育ちません。

杉、ヒノキは過去に分収造林で多くの植林がされ、この森林がこれから5年から10年で成熟をいたしてまいります。現在、森林公社では、さまざまな社会情勢の変化や森林の有する多面的な機能をより高度に発揮し、針葉樹の財価をより一層高めることや、間伐を繰り返し実施し、収益を上げ、なおかつ森林の裸地化をさせない長伐期施業への転換のため、100年契約へ契約更新が行われております。

これは県の森林研究所での資料でございます。これは広葉樹の手入れの方法が書いてあるわけですが、同様に手入れされる広葉樹林においては、広葉樹が生育してまいります産地の条件など、広葉樹林の整備として適した産地であるのかを見きわめ、発達段階1の刈り出しから、発達段階2の除伐、発達段階3の間伐の作業を経て、発達段階4の様子見の時期となり、初めて優良木として育ちます。こうした作業を経た広葉樹林は、針葉樹にまさる保水機能や多面的機能がより一層発揮され、有用広葉樹の優良木として市場価格も針葉樹の数倍の価格で取引をされます。

広葉樹は、平成22年度までは育成天然林事業が補助事業として行われてまいりましたことは御承知のとおりでございますが、その後、加速化事業で、杉・ヒノキの森林整備と同様の補助事業が加えられました。県下で杉・ヒノキの山林整備の補助事業にかさ上げ補助を行っている自治体は少な

く、本市がそうしたかさ上げ補助を取り入れていただいているということは、森林整備に深い理解を示されているあかして、大変ありがたく感謝をいたしております。

しかし、今のところ広葉樹林整備にはかさ上げ補助がなく、杉・ヒノキ同様にかさ上げ補助の要望をいたしてまいりました。広葉樹でも、先ほど述べましたが、100年の長伐期施業が進められております。こうしたことから、広葉樹林整備におきましてもかさ上げ補助を考えていただき、広葉樹二次林の優良木の育成を進められるようお願いをします。

また、山林の皆伐において、皆伐後の産地保全が重要でございます。皆伐後、放置されがちな皆伐の跡地でございますが、有用樹の植林の指導が必要と考えます。

そこで、林政部長にお尋ねをいたします。

(1)の市内で広葉樹二次林の森林育成が必要な時期を迎えておりますが、広葉樹林の優良木育成は今後どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

市内で広葉樹二次林による森林育成も整備が必要な時期を迎えていますが、広葉樹林の優良木育成は今後どのように考えるかとの御質問にお答えをさせていただきます。

広葉樹林の優良木育成についての今後の考え方でございますが、国・県補助事業は現在のところございませんが、平成25年度から森林環境保全直接支援事業の更新伐施業で、県に事前に申請をし、採択認定をされました事業地につきましては、国・県補助事業の対象となってまいりますことから、市としましてもかさ上げ補助の対象とするように、補助金等交付要綱を改正するとともに平成25年度当初予算で計上しております。

今後におきましても、引き続き国・県補助事業におきます事業に対しまして市かさ上げ補助金の交付をし、広葉樹林整備の促進を図ってまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

再質問をさせていただきます。

25年度から針葉樹同様に国・県補助のあるものにつきましては、かさ上げ補助の対象にされる予算措置をされましたことにつきましては、大変ありがたいことだと思っております。こうしたことが広葉樹におきましても、長伐期施業計画が立てられ、森林経営の一助になるのではないかと考えております。

そこでお聞きをいたしますが、計画的に継続されるとの御答弁でございます。年間どれぐらいの整備面積が妥当と考え、新年度の計画面積を予定いたしておりますか、お聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

年間の整備面積ができ、妥当かにつきましては、単年度で10から15ヘクタールが妥当な整備面積ではないかと考えられます。

また、計画面積はどれだけかでございますが、平成25年度当初予算につきましては10ヘクタールを計画し、かさ上げ補助を予算計上しておりますので、御理解をお願いいたします。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

私も、整備をいたしましても15ヘクタールぐらいまでが限度かなと思っておりました。10ヘクタールやっただけということで、大変ありがたいと思っております。

次に、(2)の森林の皆伐届の受け付け時にはどのような要請指導を行っておりますか、林政部長にお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

森林の皆伐の届け出で、受け付け時にどのような指導を行っておりますかの御質問にお答えをさせていただきます。

受け付け時での指導でございますが、伐採及び伐採後の造林の届け出書の提出がなされた場合でございますが、速やかにその内容を検討しまして、伐採及び伐採後の造林届出書に記載されました伐採及び伐採後の造林の計画が本巢市森林整備計画に適合すると認められた場合に、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書を届け人に通知しております。

特に、伐採後の造林計画につきましては、伐採跡地の放置を防止し、その適切な更新を確保することを目的として記載させるものでございますので、本巢市森林整備計画に従いまして、伐採跡地の確実な更新を図ることを旨としまして計画するよう指導しております。

今後におきましても、伐採及び伐採後の造林の届け出の提出がございましたら、本巢市森林整備計画に適合するように伐採指導を行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

本巢市森林整備計画に基づいて指導していくということでございます。

具体的に私が申しますと、皆伐後にどのような植林の要請をいたしておるのかということが一番肝心なことかと思ひまして、そういうことも植林の要請をされるということで理解をしてよろしいですか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

伐採及び伐採後の造林の届出書の伐採の計画期間が満了となった後に、現地の確認等を行っております。

なお、現地在保安林につきましては、県の所管となりますので、県が同様に保安林の伐採地及び造林の確認を行うこととなっておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

確かに監督官庁は県でございます。しかし、受け付けは市で行い、造林等の、今話しましたような計画が皆伐後に計画されておるかという確認はされると思うんです。その時点で、やはり市としても植林をしてあるかどうかという確認は、私は行っていただきたいと考えております。

そうしたことが確認をされてないと、特に保安林おきまして、その地に治山事業をやるというときには誤った見解をされる場合もあるわけございまして、皆伐後、植林がされてないからここは治山事業できます、保安林に植林されてないから治山事業ができませんよというような、誤った解釈をされる方もお見えでございますので、その点は所管部署に十分指導を部長のほうから願ひたいと思ひます。

1番はこれで終わり、2番の質問に入ります。

2番の花粉症対策として、市内の杉の植林・植栽には無花粉杉を奨励することについて、質問いたします。

質問理由としましては、国産杉の需要低迷により、大量に植えられた杉の伐採・間伐が停滞傾向となり、花粉症原因物質である杉の個体数が増加していることも患者増加要因となっていることは、御承知のとおりでございます。

先ほど、富山県の森林研究所で開発されました無花粉杉の苗木、これは造園用の「はるよこい」と林業用の「立山森の輝き」を奨励する考えでございますが、林業用の「立山森の輝き」の苗木は、

27年に3万本、28年に4万本の苗木が生産予定でございます。27年からは富山県知事が全国に普及のPRもされるそうでございますが、苗木の入手は現在県森連の窓口で購入でき、個人でも購入が可能となっております。ただし、大量に購入し植林する場合は、岐阜県の苗木の需給調整会議で調整が必要となってまいります。

杉の植林・植栽を行う場合は、こうした花粉等の将来を見据え、無花粉杉を奨励し、花粉飛散の減少を図る取り組みも大切なことと考え、お尋ねします。

市内での杉の植林・植栽には、無花粉杉の奨励を行っていく考えは。また、こうした取り組みを県単位で行い、あわせて苗木の購入手順や岐阜県森林研究所での独自開発を強く県のほうに要望されたいと考えます。また、本業市としてはどのようなお考えか、林政部長にお聞きをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問の答弁を林政部長に求めます。

林政部長 奈良村竜生君。

林政部長兼根尾総合支所長（奈良村竜生君）

市内での杉の植林・植栽には、無花粉杉の奨励を行っていく考えは。また、県単位での取り組みを強く要望されたいとの御質問にお答えをさせていただきます。

富山県の無花粉杉「立山森の輝き」は、継続的な出荷ができる体制が整えられ、平成27年度以降から全国へ向けてPRしていく方針とのことですので、本市としましても苗木の増殖状況を踏まえながら、伐採跡地の更新の際に奨励してまいりたいと思います。

また、県単位での取り組み要望についてでございますが、岐阜県としましても、花粉の少ない杉を現在開発中でありますことから、県産杉の苗木購入を奨励しております。

今後、無花粉杉を大量に購入し普及する場合は、岐阜県需給調整会議との調整が必要となりますので、県単位での取り組みにつきましても、県に対しまして要望してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

再質問をさせていただきます。

確かに「立山森の輝き」を奨励することは、これは植林についてでございますが、植栽等につきましても所管部署が違うかと思いますが、そうした場合があれば、できるだけそういうような杉を使うと。これは「はるよこい」が造園用としてあるわけでございますが、また耕作放棄地などで、ややもすると農地転用をかけ、植林をする場合もございます。今言いましたように所管部署は違いますけど、全体的にそうした取り組みも今後考えていっていただきたいなと思ってお願いをしておきまして、2番はこれで終わります。

次に、3番の本市の災害時応援協定・相互応援協定についての質問をいたします。

阪神淡路大震災を受け、災害対策基本法の中で地方公共団体の相互の協力に関する規定や、相互応援に関する協定の締結に関する規定が設けられ、災害時に自治体間で互いに助け合うことを取り決める相互応援協定の締結が全国で進められてきました。さらに、その意義が東日本大震災を機に改めて注目されております。

本市でも大規模災害に備え、相互応援協定が必要と考えます。広範囲の自治体と重層的な相互応援協定を締結し、形骸的にならないように、災害応援だけでなく恒常的に市民交流なども深め、進める必要があると考え、総務部長にお尋ねをいたします。

(1)の本市の災害時の応援協定や相互応援協定は、どのような協定がどれだけ締結をされておりますか、お尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

では、自治体間の災害時におきます相互応援協定についてお答えいたします。

現在の本巢市では、議員おっしゃいました災害対策基本法、この規定がございますが、災害が発生し、応援要請を受けた場合において、物資の供給ですとか、救援、救助、それから被災者支援といった内容で、友好都市でございます福井県の越前市と平成19年に災害相互応援協定を締結しておるところでございます。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

今、私は災害時の応援協定や相互応援協定と申し上げましたが、もし、災害時の応援協定、これはいろいろな企業とか、コンビニとかいろいろあるわけですが、わかれば答弁願いたいと思いますが、わからなければ後ほど結構でございます。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

災害時の協定と、今おっしゃいました企業ですね。

一番近いものがございますと、平成24年6月でございますが、セツカートンという、これも新聞に載ったと思いますが、避難所での段ボールを使ったベッド、こういったものと、それから、これ以外ですとモレラ岐阜さんとも災害時におけます施設開放、こういった覚書も締結しております。あと幾つかございますが、近年ですとこんなようなところがございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

次に、(2)についてお尋ねをします。

3・11の教訓から、広域災害にも対応するための遠隔地や複数の市町村で重層的に支援し合う自治体間の相互応援協定の必要性をどのようにお考えでございますか。総務部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

この相互応援協定の必要性ということでございますが、東日本大震災を受けまして、自治体間の広域的な防災連携の必要性が叫ばれておりまして、これも2月の末でございましたか、新聞でも発表がございましたが、岐阜県内ではこの震災以降、15の市町で新たに災害応援協定、こういったものが締結されたということが報道されておりました。

同時被災する可能性が低い遠隔地の自治体と相互応援協定を締結することは、東日本大震災などのような超広域的災害時に備え、必要であるというふうに考えております。

また、これは災害時のみならず、平常時から防災に関する情報共有、防災意識の向上にもこういったことがつながりますし、またこの防災と災害という分野だけじゃなしに、これ以外の各分野においても交流が深められると思われることから、今後あらゆる機会を捉えて協定の締結を行っていききたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

次に、(3)について市長にお尋ねをいたします。

ただいま担当部では、必要であるとお答えでございますが、本市が参加するさくらサミットや淡墨桜の苗木植樹自治体、過去に震災で受けたなどの複数の自治体で重層的な締結の考えはありますか。市長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

それでは、災害時の相互応援協定につきまして、もっともっと拡大する気持ちはどうだと、今お話でございます。

先ほど来、総務部長のほうから災害時におけるいろんな取り組みのお話を答弁させていただいております。今、その中で相互応援協定の必要性というの、先ほども総務部長から御答弁申し上げましたけれども、前々から申し上げておりますけれども、新たな相互応援協定を締結する場合というのは、何かきっかけがないとなかなかできないものでございまして、縁といいますか、それと同時に何か双方に共通した何かがないと、なかなか締結しましょうというふうになりません。常日ごろから交流してきているとか、何かの形で前から市民同士、または団体同士の何かつき合いがあるとかというようなことがあれば簡単なんですけれども、なかなかそういうきっかけをつかむということがありませんので、今回、どういう方向をやればいいのかというふうに思っておったところでございます。

そうした中で、ことしの4月に予定されております、先ほど議員から御指摘もございましたけれども、第21回全国さくらサミットというのが岡山県でことし開催される予定になっておりまして、その事前のアンケートの中で、加盟自治体によります災害時の相互応援協定をやったらどうだろうか、それをサミットの際に共同宣言をしたらどうだという御提案がございました。

私ども本巢といたしましても、こうした共同宣言に賛同するとともに、共同宣言が採択された後、これをやってもいいよという参加市町と実際に協定を締結する方向で、検討を進めてもらいたいというふうに思っております。

それと、また淡墨桜の苗木を、全国北は稚内から南は九州まで、ずうっと淡墨桜の子どもというか、孫というか、ひ孫というんですか、よくわかりませんが、1,500年の歴史の中で生きてきている桜の苗木が全国に行っております。それで、これからちょっと調査をさせていただいて、そしてそれが現在もずうっと残っている、そしてまた大きくなっているというのがあれば、そういった縁にもちょっと働きかけて、淡墨桜の苗木のあるところとも、結んでいきたいというふうに思っております。

先日、お話がございまして、東海市のほうに淡墨桜の苗木をお持ちしたときも、東海市の市長さんから、ぜひそういう淡墨桜を縁としたものも、我々と一緒にどうだろうというようなお話もございまして、お近くは東海市でございましてけれども、それ以外にも全国にもずうっと散らばっておりますので、市が把握しているところをこれからちょっと十分調査させていただいて、そういった団体とも、これを災害時だけではなくて、これからいろんな交流もできればやれる方向等を考えていきたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

大変前向きな御答弁で、ありがとうございます。

災害に対する備えは、これで十分という答えはございませんが、できますことなら早い時期に締結されますことを願い、次の質問に入らせていただきます。

それでは、次に4番の生涯学習施設ながみねと、長嶺投票所についてお尋ねをいたします。

質問理由といたしましては、生涯学習施設ながみねは、旧長嶺小学校建物活用の一環として利用されてまいりましたが、大変建物が古く、耐震補強にも費用がかかることから、取り壊しの予算が議決されたが、地元などからの強い愛着と要望から、木造北舎の活用方法の検討が行われることになり、早く結論が出ますことを期待する反面、高齢化の進む地域の皆さんで有効活用の方法が見出せるのか不安もあります。有効活用を行うのであれば、行政からの提案も私は必要ではないかと考えております。

この施設には、国民の権利である選挙の投票所も設けられていました。以前、長嶺集会所で行われていた投票所をさまざまな要因で生涯学習施設ながみねに移動をいたしております。その要因には、投票所としての立地条件も一つの要因であったかと私は思います。しかし、現在では取り壊しが前提で、電源も切られ、浄化槽もとめられております。それに伴い投票所も、以前に立地条件も要因の一つであった長嶺集会所に再移動されました。

写真を添付してありますこれが施設でございますが、この施設を利用するには約50%の勾配の階段を17段上がるか、もしくは市道を迂回し、踏み代の少ない急勾配の階段を4段上がる必要がございます。また、駐車スペースもなく、路上駐車が現状でございます。特に降雪時には除雪の排雪場所と重なり大変な状況となります。そうしたことから多くの住民から不満の声が上がっており、実際に冬季などは非常に危険な状態でございます。

この投票所への移転後は、添付してあります別表の1の表が示すように、さきの知事選では根尾地域の平均投票率を7.8ポイントも下回る結果となり、過去3回のいずれの選挙においても7ポイントから5.3ポイントと低くなっており、早い時期の検討が必要と考えるため、お尋ねをいたします。

まず、(1)の昨年12月に地元で施設活用の会議が持たれたと聞きますが、どのようなことが検討されたのか、また今後どのような行程で進められ、結論はいつごろまでに出される予定でございますか、企画部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

生涯学習施設ながみねにつきましては、議員御質問のとおり建物の老朽化、また利用者の減少によりまして、昨年度解体することといたしまして、予算計上をさせていただきました。

しかしながら、地域コミュニティを育む拠点、またふるさとの象徴ともいえる建物であるということから、残してほしいとの地元の強い要望によりまして、その活用方法につきましては、地元の市民の方々等で御検討していただくということにしております。

そのため、昨年12月22日でしたが、地域の活力の維持、また強化を図るということ、そ

れから住みやすい地域づくりを進めるため、旧長嶺小学校の校舎等の活用を検討することを目的といたしまして、旧長嶺小校下まちづくり協議会が設立されたところでございます。

この協議会におきましては、今後の協議会の進め方、また行政のサポートの方法、岐阜高専によるサポート方法の説明が行われまして、旧長嶺小学校等の活用に係る地域住民の意見収集や活用方法の調査・研究をしていくということを確認されたということでございます。また、先進地事例のDVDによりまして、廃校の活用が紹介されました。

今後におきましては、ワークショップを開催するなどさらに問題点や先進地事例による調査・研究をいたしまして、本年12月までに具体的な活用方法を策定するということとなっております、行政といたしましては、本協議会での活用方法案を優先することといたしまして、他の先進地事例の紹介や地域おこし協力隊の提案等のサポートをしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

昨年の12月22日に協議会が立ち上げられて、25年度の12月ごろまでに具体的な案をという御説明でございました。

さきの市長の所信表明では、新たな協働の取り組みとしての地元や岐阜高専と連携し、計画の段階から一緒に整備を考えていく取り組みを進めてまいりますと所信表明を述べられております。また予算説明では、計画を策定するために、学や民と連携を図り、協働かつ推進するための講演事業の計画策定予算が計上をされています。なぜこのような市民協働の形が早い段階でこの施設でもとれなかったのか、残念な思いをいたしております。

ぜひ地元からの活用方法を募るだけでなく、双方が意見を持ち寄り、協働で進める方法が大切であると考えますが、先ほど企画部長からそうした方法で進めていくということでございますが、私は25年度の12月までに取りまとめ、方針を決めたいというような答弁であったかとございますが、そうなりますと、この施設でつち音が消えるまでには足かけ5年の長きになってまいります。できれば25年夏ごろまでに方向性を決め、26年度にはつち音が聞けるようにできますか、企画部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

昨年、協議会におきましては、じっくりと時間をかけてということで、12月いっぱいぐらいまでにある程度検討ができればということでした。

市のほうといたしましても、できるだけ早く計画が定まれば、それに合わせてそれ以降の整備計

画もできるということでございますので、なるべく早く計画をまとめられるようにということで進めていきたいというふうに思います。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

できるだけ早くお願いしたいと思います。

これで(1)を終わり、次、(2)についてお尋ねをいたします。

現在の施設を投票所としてどのようにお考えですか。また、この投票所を今後どのように考えておりますか。総務部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

現在の投票所の状況、それと今後の考え方ということでございますが、現在の長嶺投票所、先ほど議員からお話ございましたが、長嶺の集会所を利用させておりますが、ここは平成18年に市内の投票所の見直しを行った際に3つの投票所を統合したものでございます。

その後、平成22年に執行されました参議院議員の通常選挙でございますが、このときに一部の方から駐車場のことですか、坂道の問題、こういったことで御意見をいただきました。しかしながら適当な施設がほかにないということから、昨年執行されました衆議院議員総選挙、それから本年の岐阜県知事選挙におきましても、この長嶺集会所を投票所として利用させていただいたところでございます。

今後につきましては、生涯学習施設ながみねの施設活用を検討する会議での結果を踏まえまして、この現在使っております長嶺集会所にかわる施設を検討させていただき、適当な施設が他にございましたら、また投票所として利用していきたいというふうに考えております。

〔 9 番議員挙手 〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9 番（道下和茂君）

投票所は間借りしておりますので、適当な施設がないからという御判断でよろしいですか。

それでは(2)を終わり、次に3の質問をさせていただきます。

ただいまの総務部長の答弁をお聞きしますと、投票所としての施設がないため、現在集会所をお借りしていますという内容でございました。

本年度予算で、継続して田舎暮らし体験事業や、地域おこし協力隊などの事業計画もでございます。先ほど、25年の私は夏ごろまでに方向性の結論を出していただきたいと。そして、26年にはつち音

が聞けるようにとの質問に、企画部長はできるだけ早い時期にという御答弁をいただきました。どちらにいたしましても、この先1年、2年の期間を私は要するのではないかと推測をいたしております。

田舎暮らし体験事業や地域おこし協力隊などの北部地域の活性化事業に取り組み、継続をされておりますが、整備をされるまでの間、そうした事業の小集会、集合場所や投票所を兼ね使用できるように最低限の電源とトイレの整備を行い、利用される考えはありますか。企画部長にお尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

生涯学習施設ながみねの活用につきましては、先ほど議員の御質問にお答えさせていただいたとおり旧長嶺小校下まちづくり協議会におきまして御検討をいただいておりますけれども、施設自体が外壁等一部修繕が必要ということがございまして、活用計画が決定し、改修されるまでは現状での利用というのは考えておりませんでした。

しかしながら、昨年の協議会におきましても、施設の状態を見ながら会議、またはワークショップを旧校舎で開催できないかというような御意見も出されたこともございまして、本協議会の考え方、また地域おこし協力隊の意見もお聞きしながら今後検討をさせていただきたいというふうに思っております。

〔9番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

道下君。

9番（道下和茂君）

これで通告してありました私の全質問を終わります。

適切な御答弁を賜りましたことに感謝申し上げます、これで終わります。ありがとうございます。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をいたします。この時計で10時45分まで休憩をしますのをお願いします。

午前10時25分 休憩

午前10時46分 再開

議長（後藤壽太郎君）

それでは、会議を再開いたします。

12番 若原敏郎君の発言を許します。

12番（若原敏郎君）

議長の許可を得ましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

質問の前に、先日、3月11日に東日本大震災が発生してから2年がたちまして、3月11日の日には多くの方が2時46分に黙祷をささげられたことと思います。そして、いまだに復興の兆しが見えてこなくて、進んでいないことがテレビでも報道されまして、本当に残念な気持ちでなりません。また、大震災の関連の死者も多く出てきているようで、本当に現地は気の毒だなあと、こんなことも思っております。本当に一日も早く立ち直れることを願っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番目の校舎の長寿命化についてということでございますが、文部科学省の通知を受け、市内全ての小・中学校の校舎、体育館の点検を実施して、それらの調査結果をもとに非構造部材の耐震化に着手し、学校活動の安全性の向上や避難場所としての防災機能の強化を計画されておられます。さらにその後、50年代でしたか、全国的に一斉に建てられた校舎の耐用年数が近づきつつありまして、校舎の老朽化が大きな問題になってきております。

文部科学省は、対策として古い校舎の建てかえではなく、改良工事などの長寿命化を図る意図だと、こんなふうに思います。校舎の耐用年数を70年から80年程度に延ばせるという試算をされております。

そのことについてお尋ねしますが、まず1番目としまして非構造部材の耐震化ですが、3月補正には小学校4校と全中学校の設計監理委託と施設改修工事費が計上されておりますが、また平成25年度の予算にも残りの小学校の設計及び工事費が見込まれています。

この耐震化工事により地震発生時には、先ほど言いました学校の活動や実際に地震のときに避難所となったときには、その安全性や機能強化につながり、大変大切なことだと思っておりますが、これはどの程度の改修をされるのかをお聞きいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

学校施設における非構造部材の耐震化につきましては、震度6弱以上の比較的大規模な地震が発生した際に、子どもたちの安全を確保するために、天井材や外装材、照明器具や家具などの耐震化の対策を行うものです。

本巢市では、文部科学省の点検項目に基づき、昨年10月から市内全小・中学校において専門家による点検・調査を行っており、その結果改善、改修が必要となった箇所について、来年度より改修工事を実施して行く予定です。

その内容としましては、まず校舎においては内壁や外壁の浮いている箇所の改修、教室や廊下の天井材の改修、天井からつり下げられているテレビハンガーや教室のつり照明の改修、そして窓ガラスの飛散防止です。また体育館においては、窓ガラスの飛散防止を初め、天井つり下げタイプのバスケットゴールの補強や撤去、さらに照明の補強が必要となる体育館の照明につきましては、L

E D照明への交換を実施する予定であります。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

再質問しますが、先ほど専門家が行う点検ということで言われておりましたが、点検項目には学校が行う点検と設置者が行う点検とか、いろいろあると思いますが、なかなか目視で点検しても、それはどうかというところが見分けがつけがたいところがあると思いますが、10月から点検されているということですが、どの程度の改修になるのか、その結果はまだ出ているのか出ていないのか。それと、いざ改修となった場合に、教室、体育館、全て施設は現在使われておるんですが、夏休みだけの工事で終われる見込みなのか、その点の予測というのはつくんでしょうか、お尋ねします。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

議員おっしゃるとおり、目視の点検は学校において年に1度実施をされております。

今回の点検は、専門業者をお願いをいたしまして、当初の設計図がありますので、それによる調査と、それからもちろん目視もありますし、それから天井などは上へ上って材質の確認とか、そういうことまでいたしております。

工事については、それぞれの学校において内容も、やっぱり悪いところが少しずつ違いますので、それによって金額等が違って来るわけですが、夏休みに、学校の授業等には影響がないように早くから発注をいたしまして、子どもたちがおってもできるようなところは先にやり、教室の天井とか、そういうところにつきましては夏休み期間に集中的に行うように、そういう計画を立てております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

工事の程度は、やはり点検をしないとわからないというところで、工事期間も限られた時間にやらなきゃならない。そこへ持ってきて子どもたちが授業を、夏休み以外にも少しかかるとなると、授業とか、そういうのに集中できないというような事態も出てきますので、それは綿密に計画を立ててやっていただきたいなと、こんなことも思っております。

次の2番目のほうに行きますが、その後、文部科学省のほうでは平成25年3月までに学校施設老朽化対策ビジョン、仮称なんですが、それを策定するとのこと。協議者会議のまとめでは、内容は校舎などの老朽化対策は建てかえでなく改修工事、いわゆる長寿命化が基本方針とのこと。

今の、非構造部材の耐震化を進める、その後に校舎の長寿命化を図っていくという、耐用年数が近づきつつある中で耐震化は必要なことだと思いますが、その後のこの校舎の長寿命化というのはどんな工事をされるのか、もしわかりましたらお願いします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

長寿命化の工事の内容ですけれども、文部科学省では平成25年度、新たな補助事業といたしまして、小・中学校等の校舎の長寿命化改良事業が創設されました。その事例といたしまして、コンクリートの中酸化対策、それから鉄筋の腐食対策、それから劣化に強い塗装や防水材料等の使用、水道・電気・ガス管等のライフラインの更新などが示されております。

その要件としましては、耐力度調査の結果、基準点以下となった建物ということになっております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

今、具体的な工事を上げられまして、基準点以下になった場合ということでしたんですが、本巢市の中の学校はほとんど鉄筋コンクリートなんですが、基準点以下になるという見込みなんですか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

その基準点ということですが、基準点の判断につきましては、建物の構造耐力、そして経年による耐力低下、それから立地条件による影響の3点の項目を総合的に評価する耐力度調査ということになっておりますけれども、耐用年数が来ころにこの調査を行って、それで判断をさせていただくんですけれども、議員おっしゃられるとおり、この非構造部材の耐震化と、それ以前に行いました躯体の耐震化を行っておりますので、これが直接やはりその長寿命化のポイント、点数が高くなっておるのではないかと思います。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

その長寿命化の改良工事を行った場合に、国のほうは70年から80年もちますよというようなことを今言っておるんですね。この長寿命化の、もし点数が低くて長寿命化にした場合、その補助制度

は国庫補助率が大規模改造と同じ3分の1とするものの、事業費上限を撤廃して、補助金を除いた事業費の全起債を可能にし、起債した元利償還金に対する交付税措置も設けるということで、ということは、市は事業費に対する実質負担は26.7%になるというようなふうに聞きました。

それで、その長寿命化をした場合に、我々が考えますと、今の学校の校舎は30年からもう40年ちょっと手前ぐらいになるんですね。40年を過ぎたら、ひょっとしたら新しく校舎を建て直せるのかなあと、こんなふうに考えておったんですが、この工事をやることによって、もう新築というか、改築はできないよという制限がついてくるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。議長（後藤壽太郎君）

答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

新校舎建築の制限がついてくるのかという御質問だと思いますけれども、これまでも新校舎の改築事業を実施する場合には、国の補助制度を活用してまいりましたが、その採択要件としましては、先ほど御説明をいたしました耐久力の耐力度調査の結果が、これもまた基準点以下ということになっております。

その面積のほうも、そこには条件があるんですけれども、いずれも基準点以下ということで、選択肢がふえたというふうに御理解をいただければ結構です。そういう制限が直接あるわけではなく、両方のうちから選ぶことができたというふうに解釈していただいて結構です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

何となくわかりました。

校舎は、増築増築とやっている校舎も結構あって、やはり古い校舎は期限が来たらまた新しい校舎にかえて、順番にしていくのがいいかなと、こんなふうに私も初めから思っていましたので、その点、この長寿命化によって建てられなくなるのかなあというような心配もしておりました。そういう、今の基準以下になれば判断で建てかえるということを知って、まずはちょっと一安心したわけですが、長期の計画で随時建てかえなければならぬところは、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

防犯対策の強化・充実をということについて、お尋ねをいたします。

今は、本当に防犯よりも防災のほうが大切というふうに世間一般では考えられておりますが、両方が大切だと私は思っていて、安全・安心な生活を営むことは本当にみんなの願ひですし、地域の住民の方も本当に安全なところで住みたいと。私たちの住んでいるところは比較的安全かなあと、こんなことも思っておりますけれど、そんなことを思いながら質問をさせていただきます。

全国で凶悪な犯罪が横行しています。子どもや高齢者でなくても、1人で夜道を歩くときは不安を覚える時代となってきました。また、夜間にはコンビニ周辺に若者が多数たむろしていると、何となく疑いの目を向けてしまうように思うのはちょっと間違っているかなあと、こんなことも思いながら、以前のような安心感が消えたことは確かでございます。

また、訪問販売などの押し売りや、また最近はやっている押し買いの被害も発生していると聞いておりますが、安全・安心なまちづくりは、やはり市のほうから正確な情報を伝えていただくと、まずはいいかなあとも思います。

1番目の質問ですが、主要道路に防犯カメラなどを設置していただけると、抑止力にもなっているかなあと、こんなことも思いますが、総務部長のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、主要道路に防犯カメラの設置をして、抑止力を働かせてはということでございます。

まず、防犯カメラでございますが、これは設置場所での犯罪、こういったものを未然に防止することや予防、こういったことを目的として設置されているんじゃないかなと思います。

現在の防犯カメラの主な設置場所としましては、コンビニエンスストアですとか、商店街、それから駅前などの集客施設での設置、こういったところが多く見受けられます。

しかし、また反面、この防犯カメラの設置というのは、不特定多数の人を無断で撮影することになりまして、プライバシーの保護の観点から、地域の人たちの理解と協力をいただく必要があります。防犯カメラの監視体制、防護対策などの多くの課題もあります。

議員からの主要道路に防犯カメラを設置してはという御提案でございますが、防犯カメラの設置の対象区域、こういったものの特定が難しく、道路へのカメラの設置がすぐに犯罪抑止につながるかどうかというのは定かでないというふうに考えておりまして、現在、このカメラの設置ということは考えておりません。

しかし、市といたしましては、犯罪のないまちづくりに向けて、自分のまちは自分で守るという犯罪意識の高揚が大切というふうに考えておりまして、防犯灯の設置ですとか、青色回転パトロール車によります市内の巡回、啓発活動、こういったものを行って、犯罪の防止に努めているところでございます。

今後も地域での見守り体制を大切にしまして、安全・安心なまちづくりに向けて関係団体に呼びかけますとともに、警察など関係機関との連携を密にしまして、犯罪抑止に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

防犯カメラについては設置は考えてないということでございます。そのかわり防犯灯とか、青色回転灯のパトロールとか、見守りのほうを充実させていきたいということでございます。やはりそのとおりかなあと、こんなことも思います。

防犯用に設置されている、要するにカメラのことなんですが、防犯カメラは監視していることによって犯罪抑止の効果を求めるケースと、犯罪が起きたときの証拠の確保ということで、2つの目的があると思うんですが、前者のほうは目立つ場所に設置し、後者の場合は目立たない場所に設置し、先ほど言われたプライバシーの侵害にもつながるところのことは、設置したところに監視カメラを作動中という看板でも立てれば、そういうプライバシーの問題は少しは解決できるかなあと、こんなことを思いながら、要は道路にも監視カメラ作動中のカメラがあったら、やっぱり少しでも、いや、ここはカメラ監視されておるから悪いことはできんなあと、暴走族も余り走れんなあとかというようなことが、抑止力のためにつけるのもいいかなあと思いました。だけど、いろいろ問題があるということでございますので、ぜひほかの方法で安全・安心なまちづくりをしていただきたいなあと思います。

2番目の質問でございますが、防災無線のさらなる活用をし、地域に情報提供していただきたいと、こんなことでございます。

先日、ちょっと前に防災無線で市役所の職員を名乗って訪問販売が来ていますとか、不審者の情報が入りました。あれは確かにいいことだなあと思いました、ぜひそういう情報の提供をしていただければと思ひまして、そのためにはさらなるいろんな施策があると思うんですが、どんなことがあるか、部長にお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

防災無線を使って犯罪抑止というようなことでございますが、現在の防災無線を活用した地域別のまず情報でございますけれども、これは火災ですとか、行方不明者、それから学校ですとか地域単位の活動、こういったことでは地域別で放送を行っております。しかし、今議員がおっしゃったように、医療費の還付、こういったところとか、防犯、それから被害事案、こういったことは市内全域対象ということで情報提供放送をさせていただいておるところでございます。

市としましては、この防災行政無線を通して安全・安心なまちづくりを推進するというので、現在、夕暮れ前に犯罪等の被害防止の一環として子どもさんへのお帰りチャイムを初め、不審者、強引な訪問販売被害、それから先ほども申しました振り込め詐欺、こういった情報を警察などの関係機関と連携して、被害を少しでも減らすために迅速に放送をさせていただいておるところでございます。

また、不審者情報でございますけれども、現在、小・中学校ではメールで保護者の方に随時情報

提供しておりますが、新年度（25年度）からは保育園、幼稚園の保護者の皆様にもメール配信の対象ということで、この対象者の拡大をする予定をしております。

今後も緊急性の高い情報につきましては、防災行政無線のほか、こうしたメールなども活用して、引き続き情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

メール配信も今後充実させていくということで、大変綿密にやっていただけると、こんなことであります。

先日、私これを質問するときに、個別受信機を1軒に1台無料で貸し出ししていただいておりますが、みんなが集まるところに個別受信機が1台置いてあるだけで、やっぱり離れとか2階とか、奥のほうにいると聞こえない場合がある。それで、先日自治会長会の中で、離れにはもう1台無償で増設しますよというようなことをされておりました。私それを望んでおったわけです、前から。大変いいことだなあと。どうしても1世帯の中に離れがあって、離れにいる人はほとんど何も聞こえないということで、まして今は冷暖房もよく効いていますので、窓をあけて1日過ごすということはほとんどないですから、やはり個別受信機が重大な役割を果たしているかなあと、こんなことも思います。

そんなことで、本当にもう1台増設しても無償で貸していただけるとということで、ありがたいと思いますが、できれば有償でも、もう1台必要なところに個人でお金を払えばできるようなふうにしていただけるともっとありがたいかと、こんなことも思いました。そんなことで、防犯対策の強化については、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に入らせていただきます。

市長の所信表明の中に、元気な里づくりとして農業振興について、安全・安心な競争力のある農作物づくりの支援ということが言われております。農業者組織などが高性能機械を導入するときの経費に対する支援と、また新規就農者に対し農地を貸与した所有者に対し、就農支援協力を交付するなど、平成25年度の予算も農業関係で県の事業に乗っかっているとはいえ、元気な農業を取り戻そうという市長の意欲がうかがわれてくるところでございます。

質問に入らせていただきますが、農業経営基盤の強化ということで、1960年からのおよそ50年間で国内総生産（GDP）に占める農業生産は9%から1%へ、農業人口は1,196万人から252万人、食糧自給率は97%から41%にいずれも減少しているとのこととです。

ここに来て、中国から食料品はPM2.5などの汚染物質や農薬のずさんな管理が問題になってきております。また、外国為替レートの円安で、輸入食品の値上がりが懸念されますが、日本は水・気候・空気に恵まれた耕作地がそろっていて、食料は輸入ではなく食糧自給率を自前で確保することが本当に必要だなあと、こんなことを考えさせられました。

また、安全・安心な食を求め、日本の農業は貴重になってくると私は考えます。本巢市が目指す農業振興についての考えをお尋ねします。

1 番目として、現在の本巢市の農業の現況をお尋ねしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の本巢市の農業構造につきましては、2010年世界農林業センサスによりますと、農家数は2,085戸となっております。耕地面積につきましては1,950ヘクタールでありまして、内訳として田が1,330ヘクタールで、畑が611ヘクタールとなっております。農業従事者の平均年齢は57.9歳となっておりますが、専業農家における平均年齢は67.7歳となっております。また、15歳以上の就農者数は、平成22年度の国勢調査によりますと、第1次産業1,346人のうち農業従事者は1,290人となっております。

また、ちなみに毎年1月1日現在での農業委員会の選挙人名簿登録農業者数は4,172人となっておりますので、よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

今お聞きしまして、田畑はすごい広大な面積があるなあと、こんなことを思いました。それと、今の農家の従事者もかなりこれは少ないんじゃないかなあとと思ひまして、一番特に驚いたのは、専業農家の従事者の平均年齢が67.7歳ということで、専門で農業に従事している方は本当に高齢な方ばかりで、そこで農家の長男といいますか、兼業してみえる。会社勤めから定年退職になって農業に従事されようとしても、そういう方が徐々に見えますので、平均年齢は上がっていかないと思いますが、技術的な面はやはり後を継いでいるだけという感じで、そういう技術的な面は農業をこれから新しくやるうという考えの方はまず少ないんじゃないかなあと、こんなことを心配しております。今の本巢の農業は、どうしても若い人に専門的に継いでもらわないと、やはり目的は達成できないかなあと、こんなことを今感じました。

それで、本市では農業については手厚く補助金とか支援をされておりますので、2番目の質問としまして、平成25年度農業支援等で、この事業のこれからの展望についてお聞きをしたいと思ひます。

議長（後藤壽太郎君）

2項目の答弁を産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

御質問の本巢市の農業は、自然、経済、地理的条件等に恵まれ発展してきましたが、近年の都市

化と経済情勢の変化により、兼業農家を中心として営まれてきた土地利用型農業の後継者不足や高齢化の進展、農産物の価格低迷など厳しい状況にございますが、議員がお考えのとおり、農業は本市の重要な基幹産業であり、食料自給率の向上や安心・安全な食を求める農業の一翼を担うべきものと考えております。

このため、地域の人と農地の問題の解決に向けた施策であります人・農地プランを毎年更新することにより、新規就農者の確保と経営転換協力金等を活用した農地の集積化を進めていくとともに、「農業者戸別所得補償制度」が新しく25年度からは「経営所得安定対策」に名称が変更されますが、この制度を有効に活用し、農業者の収入の安定及び向上に向けた取り組みを進めてまいります。

また、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農業機械購入時の助成として、県の事業でございます元気な農業産地構造改革支援事業、多分初めてお聞きになる事業名だと思いますが、24年度までは飛騨・美濃じまん農産物育成支援事業というものでございまして、名称が変わっております。それから元気な園芸特産産地育成対策事業、今年度から新たに、平成24年度からの事業でございますが、これらを積極的に活用するとともに、国が平成24年度補正予算に計上されました新規事業、経営体育成支援事業が実施できるように検討したいと考えております。

さらに、市単事業では、転作促進を促すため水田利活用自給力向上助成事業や農地集積を目指した農地保有合理化推進事業等の諸事業を推進することにより、持続可能な力強い農業の育成に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

25年度の予算の中にも盛り込まれております青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、人・農地プランに位置づけられた45歳未満の独立自営就農者に最長5年間にわたり年間150万を交付するという、こんな事業も大変いいことだなと。新しく24年から始まっておるわけですが、今年度も継続して、1人分の予算を増額されているということなんです。そうした新規に農業をやろうとする若者に、今、年齢のほかに、例えばいろんな資格を持ってないかとか、またどこかで実務経験をしてきたとか、また本巣市以外に住んでいなければいけないとか、そんなような条件はあるのでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

今の新規就農者につきましては、45歳以下で農業の意欲があるというようなことがございまして、市内に在住していなければならないとか、そういう基準はございませんが、これは県を通じた事業でございますので、審査の基準は確かにございます。

ただ、面積の基準でありますとか、販売をしなければならないとか、そういう細かな規定までは

設けられておりません。審査は確かにございます。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

今、一緒に聞けばよかったんですが、栽培する種類、例えばイチゴの後継者に対してとかいうふうにあるんですが、この品種についても何をつくってもいいというふうになっているのか、それともこの種目の後継者でないとかだめというところもあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

品目については特定はございません。

〔12番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

12番 若原君。

12番（若原敏郎君）

農業については、部長も言われるとおり、先ほど答弁の中にありましたように、市単独のいろんな事業もありますし、手厚くやっけていただいております。これからは農業は大切だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひまして、質問を終わります。

議長（後藤壽太郎君）

ここで暫時休憩をします。昼1時から始めますのでお願ひいたします。

午前11時27分 休憩

午後0時59分 再開

議長（後藤壽太郎君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議席番号15番 上谷政明君が出席されましたので、御報告をいたします。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

それでは、18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

18番（鵜飼静雄君）

それでは、通告してあります4点について、順次質問をいたします。

まず第1番目につきましては、災害時の避難についてということであります。

洪水や地震などの災害発生時における住民の避難については、32カ所の避難所が現在設定されています。最もこのうち本巢の保育園の統合による改定等が必要になってまいりますけれども、今のところは32カ所の避難所、そしてほとんどが各地域の自治会の公民館・集会所を避難場所と指定し

ています。さらに、要援護者施設というものがそれぞれ指定されているわけであり、実際に災害が起きたとき、例えば避難所から1キロメートル離れたところから避難所へ行こうとすると、通常の何倍かの混乱さが想定されます。そうした状況を踏まえたときに、実体に合わせた再検討が必要だろうというふうに考えます。

そこで、第1番目にお伺いしたいのは、一時的な避難場所であるそれぞれの自治会の公民館等が、実際には避難所に準ずる役割を果たすというふうに考えられますが、その点についてのまず見解をお伺いいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、災害時の避難に伴う一時的な避難場所の役割ということでお答えさせていただきます。

避難場所の役割につきましては、災害による家屋の損壊、滅失、こういったことによりまして避難を必要とされる住民を一時的に収容することを目的として、市内各自治会の公民館などを中心に現在指定をしておりますが、大規模災害などの場合、崖崩れや出水、こういったことで避難所への経路が寸断される場合、また高齢者や障害者の方など避難所までの距離を考えた場合に、避難所まで行くことが困難だということも考えられ、議員御指摘のとおり一定期間避難場所が避難所に準ずる役割を担うということも想定されるものと考えております。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

そのように考えたときに、実際に避難所に準ずる役割を果たすべき避難場所、避難場所の中には広場等もありますけれども、多くは建物でありますので、避難場所という言い方で申し上げますけれども、その避難場所は単に一時的に寄っただけではなくて、一定期間避難所的な役割を果たすというような場合を想定してみれば、その避難場所の安全性がどうなのか、耐震上の問題はどうかということが次に問われてくるだろうというふうに考えますが、その状況について現状はどうなっているのでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

避難場所の耐震状況ということでの御質問かと思いますが、現在避難場所としております、先ほども申し上げました自治会の公民館など、こういった施設の耐震状況でございますが、112の建物、

施設でございますが、このうち約4割の40施設につきましては、昭和56年6月に建築基準法の改正がございましたが、この以前の建築物ということで耐震診断が必要な建物であるというふうに把握をしております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

議長失礼しました。先ほど2番目に移るといいませんでした。今は2番目を聞きました。

そういった状況を踏まえて、3番に入ります。

今言われたような40施設で耐震診断が必要、その結果において必要な措置をさらに講じていくことが求められてくるだろうというふうに思いますが、そうした状況を踏まえてこの間の、またこれからも含めて、市としての取り組み状況についてお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

こういった避難場所への耐震関係、市としての取り組みの状況はどうかということでございますが、この取り組みにつきましては、現在都市計画課におきまして本巢市建築物等耐震化促進事業ということで、木造住宅の耐震診断の無料実施、それから耐震補強工事に係ります費用の一部助成、それから木造以外の建築物の耐震診断に係る費用の一部助成などの事業を行っております。また、私ども総務課におきましては、地区集会所整備事業として耐震補強に要する経費の一部助成も行っているところでございます。こうした助成事業につきましては、自治会長会などの機会を利用して、これまでも周知を図ってきておるところでございます。今後につきましても避難場所として指定しております公民館等で耐震性が十分確保されるよう、一層周知、徹底を図っていきたいと考えておるところでございます。

また、今年度より各自治会に対してでございますが、1世帯当たり1,000円ということで、自主防災組織活性化事業補助金ということで助成をさせていただいております。この制度を活用して各自治会では食料とか飲料水、こういった災害備蓄品の準備もさせていただいているところでございます。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今、市の制度についての説明がありました。こういう制度を活用して、それぞれの地域でどのよ

うに耐震診断、あるいは耐震工事等が実際に行われてきたかという点と、もう1つ、各自主防災組織に対する1世帯当たり1,000円の補助がどのように使われているのか、何度も申し上げますが、緊急時の避難所的な役割を果たせるような備蓄品等が求められるというふうに思いますけれども、そのあたりの状況はどうなっているのか、あわせて伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

まず1点目の耐震診断、建物の関係で、こちらにつきましては、これまでに3つの公民館が耐震診断を行われておりまして、このうち2つの公民館につきましては耐震補強工事の補助制度を活用して改修工事が行われております。

それから、自主防災組織の活性化事業で避難場所が避難所に準ずるといった場合にこういったものかということですが、先ほどもちょっと触れましたが、非常用の備蓄食糧、白米ですとか乾パン、それから飲料水も備蓄されております。それから発電機、投光器ですとか、あとは寒い時期に備えての石油ストーブ、それから防災倉庫そのものを公民館とは別に外に新たに設けるような対応もされておる自治会も今年度の実績として今出てきております。以上でございます。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

耐震診断にしる、また耐震補強にせよ、それぞれの自治会の財政的な問題も含めているんな事情があって、市で一括に推し進めるといふわけにはいかない問題ではありますが、やはり繰り返しますけれども、避難所的な役割を一定程度果たしてもらわなければならないという前提に立って、市として積極的に自治会長会、あるいは各自治会単位でもいろんな話し合いをきちんとしながら、一步でもより進めるように努力をしてほしいと。さらに各避難場所の備蓄については、今言われたようなものは、私も聞いている限りではおおむねそういうような形で進んでいると思いますけれども、全てのところがどうなのかということについては、私も把握はしておりませんし、もしいろいろ状況調査などをされて、不十分な部分があると考えられれば、その点についての指導もあわせて進めていってほしいということだけ今回は申し上げておきます。

それでは2番目に移ります。

2番目は、就学援助制度についてであります。

就学援助制度については、もともと義務教育は無償という憲法第26条と、またそれに関する教育基本法などに基づいて、小・中学生が安心して勉学に励めるように学用品や給食費などを助成する制度であります。この制度は、今の経済状況を反映して多くの方が利用するようになってきています。

そこで、まず第1番目にお伺いしたいのは、この就学援助制度そのものの周知はどのように行っているかという点であります。文部科学省が全国の要保護、準要保護の状況調査をして、それを公表しております。それを見ますと、文部科学省の資料で一番新しいのが平成21年度でありますので、若干古いとは言えますけれども、このときで要保護は7人、準要保護は95人です。全生徒に対する比率は、要保護で0.21、準要保護で2.89です。ただ要保護については、この資料の中でも説明されておりますけれども、これは生活保護を受けている場合に、生活保護費のほうから支給される分もあるために、一部であるというふうに指摘をされておりますので、とりわけ注視したいのは、準要保護のほうであります。今申し上げましたように、全生徒に対する比率は準要保護で2.89です。岐阜県の平均は6.48です。岐阜県の平均からすれば随分低くなっています。該当の児童、あるいは該当の家庭が少ないということは非常にいいことだというふうには思いますが、ただ若干心配なのは、この制度そのものを知らないために申請をしない、その結果少ないということが起きてはいないだろうかという心配があるわけでありまして、そういう意味から、この就学援助制度そのものをどのように周知を図られているのかという点について、まずお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

就学援助制度の周知についてでございますが、本巣市につきましては、本巣市のホームページにおいて周知しているとともに、各学校においても必要と思われる保護者に対して家庭状況等を考慮して案内をするなどの働きかけを行っております。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今のホームページ等、学校において必要と思われる生徒に説明をするということでありまして、必要かどうか、あるいはそれぞれの家庭の状況に応じて、非常に大変苦しいからぜひ就学援助をというふうと思われるような家庭は、必ずしも学校が把握できるわけでもないというふうに思います。特に大変な場合はある程度把握できるかもしれませんが、もっと幅広く知らせて、そして必要な手当、申請はあくまでも本人申請でありますので、本人が本当に前年の収入が非常に少なかった、あるいは新年度に入ってからでもリストラに遭って急激に収入が減ったと、そういうようなさまざまな要因があります。

そういったときに、それぞれの家庭から必要に応じて申請できるようにするには、今言われた2点だけでは不十分ではないかというふうに思います。例えばですけれども、新入学時の説明会にきちんと説明文書を配布して説明するとか、そういうこともあわせてやる必要があるんじゃないか。

なるべく多くの人に制度そのものについては周知を図っていけばいいのではないかと。その中で、もちろん全ての人がある対象になるわけではありませんけれども、でもそういう制度そのものについては多くの人がある必要があるだろうと思うし、自分がそういう立場になったとき、すぐこういう制度があるんだということ認識して申請ができるような環境をつくっていくことが必要だということに思います。その点で、さらに周知の方向については考えるべきではないかということに思っていますが、いかがでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

議員御指摘のとおり、入学説明会における御案内をさせていただくとともに、今後はホームページのほかに広報などの掲載もして周知をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

いずれにしても、必要とする人が、必要としたときに対応できるような環境づくりを心がけてほしいということを申し上げておきます。

では、就学援助制度についてももう1点でありますけれども、2番目の助成金の支給改善をということであります。

いろいろ学用品など必要な経費がいろいろありますが、特に新入学時、小学校、あるいは中学の新入学時には多額のお金が必要になります。就学援助制度の対象になったとしても、初回の支給がされるまで本業市の場合は9月が初回だということに聞いておりますが、そうすると認定されるような場合でも半年間は立てかえをしなければならぬと。生活が大変なので、就学援助制度を受けたいと言う人が、半年も立てかえをするというのはいかなるものかということに思います。とりわけ、先ほど申し上げたように新入学に当たっては多額の費用がかかります。就学援助制度でも新入学の準備のための補助としては、小学校の場合で1万9,000円幾らですか、中学校で二万数千円ということになっています。ただ、実際にかかるお金はさらにそれを大きく上回るわけでありまして、そうした援助を受けるべき人が半年間も立てかえていくというのは非常に矛盾しているということに思います。

現状は、前年の所得を確定し、その後審査をして、そして恐らく8月の夏休みを越えて9月にということになっているだろうということに思いますが、地域といいますか自治体によっては7月に支給するところ、あるいはさらに必要に応じて仮認定制度というものを設けて、必要な人には4月に支給をするという例もあります。岡山県に総社市というところございますが、そこはこの仮認定制度というのを導入しまして、前年度の所得確定前に就学援助費を支給する必要があるときは、

前々年度の所得を参考にして仮認定することができるという制度を設けています。こうしたことによって、とりわけ新入学時などの多額の経費が要るときに、半年も待たずに早期に支給をすることができるという形をつくっているわけであります。

新入学時でなくても、半年ではなくて1カ月でも2カ月でも早めて、なるべく安心して勉学ができるような環境づくりをしてやることも必要ではないかというふうに考えています。そういった点から、この支給の改善についてぜひ取り組んでほしいというふうに思っています。その点についてのお考えをお伺いします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

助成金の支給改善をという御質問ですけれども、本巢市の就学援助費の支給時期につきましては、先ほどの議員の御質問にもありましたが年3回支給をしております。第1回目は、就学援助認定基準となります所得の確定が6月になることから、7月の教育委員会に諮り、認定者につきましては4月にさかのぼってそれぞれ学期末に支給しております。

御指摘の新入学児童・生徒の援助費の仮認定制度による4月支給につきましては、私どもが調査した限りでは入学が確定していない状況での認定事例はなく、また在校生を対象とした給食費や修学旅行費などの部分的に支給をしている事例はありますが、仮認定をしている方で認定されなかった場合には支給額を返納してもらうということとなっております。返納金が回収できない等の危険性もありますので、今後は他の市町村の動向を注視しながら調査研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

他の市町村の動向を見ながらということでもありますけれども、正直申し上げて、今、仮認定制度を設けてやっているところは、正直言ってまだ少数であります。ただ、今このことについては、それぞれ今いろんな自治体で考えかけているかなあというのが実態ではないかというふうに思います。でも先ほど申し上げたように、認定を受けられる場合でも、半年たたないとお金が入ってこないというのはどう考えても不合理ではないでしょうか。必要に応じてある程度のやっぱり弾力的な運用ができる、そのために仮に認定をすると、後でももちろん清算するということになりますけれども、そういう場合に、もし対象にならなかった場合には返納ということになりますね。対象となった場合にはほとんど問題ないだろうというふうに思いますけれども、そういった心配をされているとは思いますが、でもそれぞれの家庭の状況をきちんと把握することによって、ある程度の、4月1日からもう本当に必要だなあというふうに判断できる家庭というのは、前々年において

もやっぱりそういった家庭状況にある場合が多いと思うんですね。急にリストラに遭ってとか、失業してとか、そういう場合ももちろんありますけれども、そういったそれぞれの状況をきちんと判断しながら、実態に合わせた運用ができるような工夫というのはすべきではないかというふうに私は思っています。

とりわけ、繰り返しますけれども、入学に当たっての、特に中学生というのは相当お金がかかります、新入学に当たって。そういった経費について半年もたってから、じゃあ支払いますよというのは不合理だと思うんですが、その辺のお考えを含めて、他の市町の状況を見てもらうのは結構ですけれども、よそがやっていないからうちもやらないよという話ではなく、じゃあよそがやっていないんだったら、うちはじゃあ率先してやってやろうというぐらいの気構えでやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

議長（後藤壽太郎君）

再答弁を教育委員会事務局長 高橋卓郎君。

教育委員会事務局長（高橋卓郎君）

やっぱり返納金のことが一番心配されるわけですけども、どうもいろいろ調べてみますと、仮認定制度だけではなく、早くから支給をしているところも中にはあるみたいですので、その辺のところもやはりよく調査をして、もしやるんなら考えていきたいということで時間をいただきたいと思います。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

結構です。今回初めて話しますので、今回こうしますって言われなくても、よく実態等を含め踏まえながらより合理的な、そして就学援助を受ける側の立場に立った制度になるように改善をしていってほしいということを申し上げておきます。

それでは3番目に移ります。

生活保護基準の引き下げの影響についてであります。

安倍内閣が生活保護基準の引き下げを打ち出していますが、これは生活保護受給者の生活を直撃するばかりではなくて、国民生活を支えるいろいろな制度にも影響を及ぼしてまいります。厚生労働省が生活扶助基準の見直しに伴い、他の制度に生じる影響についての対応方針というのを発表しています。この中で、他の制度への影響についてはできる限り影響が及ばないようにするというふうには言っておりますけれども、その保証は残念ながらどこにもありません。この対応方針の中で3点述べています。

1つは個人住民税の非課税限度額等ということで、非課税限度額を参照している制度について、じゃあどういふ影響があるのかということでありまして。これについては、25年度については影響ありませんけれども、26年度以降の税制改正を踏まえて対応するというふうにしてあります。

2つ目に、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度ということで、生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的な考え方とするということで、就学援助や保育料の免除、児童養護施設等の運営費等を挙げています。

特に今回お伺いしますのは、3番目の地方単独事業、その例として今質問をいたしてありました準要保護者に対する就学援助、これについては多大な影響を及ぼすというふうに言われています。ここに書いてありますのは「国の取り組みを説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼する」ということで、もう地方任せだということですね。だから非常に無責任なやり方だというふうには思っております。今、準要保護者に対する就学援助については多大な影響があるだろうということを申し上げましたけれども、市としてこの生活保護基準の引き下げがあった場合にどういう影響が考えられるのか、市として、この点についての状況について、まずお伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

健康福祉部長（林 正男君）

それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

生活扶助基準の見直しに伴いまして、他の制度に影響を受けるものにつきましては、今言われましたように厚生労働省の想定している一例といたしまして、健康福祉部関係では、保育所の保育料の免除に係る階層区分の決定、また養護老人ホームへの入所措置基準の決定であったりとか、障害児入所支援の処置、介護保険料や高額介護サービス費の段階区分の決定などがございます。また、市民環境部関係では、国民健康保険や後期高齢者医療制度におきます一部負担金の減免基準などが挙げられます。また、教育委員会関係では、就学援助制度の要保護者や準要保護者の決定などが挙げられております。その他、多方面の制度に影響するものと考えられます。以上です。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

いつも思うことでありますけれども、国は一方的にいろんな制度を変え、そのことによるいろんな影響については、先ほどちょっと申し上げたように各自治体において判断していただくようにというやり方がいかにも多いんじゃないかと思えます。今、部長のほうからどんなものに影響があるかということの一部分だと思えますけれども、発表をされました。そういった多くの分野にこの生活保護基準の引き下げということが影響を及ぼし、それにどう対応するかということで、また各自治体がいろいろ苦労するというのがこれまでですし、またこれからもそうなるだろうという予測をせざるを得ないのが今回の問題であります。

そこで2つ目に、そういう状況の中で、市民の福祉や暮らしを守るのが自治体の本来の役割であります。そういったことから考えれば、今回の引き下げ方針についてはやはり反対すべきだというふうに私は考えています。この点について市長は、例えばちょっと話の種類は違いますけれども、地方公務員の給料引き下げについては、市長会等で適切な対応をしていきたいというふうに言われています。そういったことも念頭に置きながら、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

議長（後藤壽太郎君）

答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

市長（藤原 勉君）

生活保護基準の引き下げについて、私の見解はどうだというお話でございますけれども、先ほど健康福祉部長がお話し申し上げましたように、今回の生活保護基準を引き下げることによってどれだけ影響があるかと、どういう分野に影響があるかということへの御答弁を申し上げます。

このように生活保護基準というのは、この福祉の仕組みの中に大きく影響してきております。前々から言われておりますように、生活保護というのは社会の中における最終の、いわゆるセーフティネットになっているというのが仕組みでございますので、そこを改正すれば当然大きな影響が出てくるというふうには思っております。そういったことで、生活保護に関しましては、ちょっと事情を申し上げますと、今議会でも扶助費のほうが増額ということで補正予算にもお願いをして、先日議決もしていただきましたけれども、この本巢市におきましても全国の傾向と同じように年々増額の傾向にございまして、保護世帯数、保護人員等毎年増加しております。また、新年度でもその増加を見越して予算編成をさせていただいておりますけれども、そういう実態でございます。こうしたことで、国においては昨年来ずうっと、前政権からずうっと引き継いで生活保護制度の見直しというのが議論をされておまして、今現在も、その今段階でもございます。一部では、引き下げ云々ということを前提にいろいろ動きも出ているように聞いておりますけれども、いずれにいたしましても最終的には国のほうでやれる形になってまいりますので、その辺の推移を見ていかなければなりませんけれども。

私は、前にもこういう御質問がございまして、昨年6月議会でしたかね、たしかお尋ねがございまして、そのときにもお答えを申し上げたんですけれども、私は前々からそういう生活保護制度の見直しというのを議論するときは、やはり今は確かに生活保護受給者がどんどんふえていますけれども、これは少子高齢化に伴って、いわゆる高齢者だけの単独世帯というのがどんどんふえてきておる。それがこの増加要因にも一つなっていますし、それとあわせて失業者という、いわゆる景気が悪くなってどんどん働く場がなくなってきて、それがもう働けるのに国の生活保護に入ってきているという方も多くなってきているというのも実態でございまして、この辺を解決していくと少しよくなるんじゃないだろうかということも前にもお話ししております。

やはり景気を早く回復させて働く場をつくり出していけば、今のようにもうどんどんとふえてい

くということにはなっていないんじゃないだろうかとかというふうに思っております、やはりそうしたことを解決していくには、根本的にはこういう景気、そして働く場を確保するということが私は最重要な課題じゃないかというふうに思っております。もちろんこの生活保護の受給について、一部では不正受給というような問題もありまして、新聞等々で私が見ているも多分それはごく一部だというふうには思っていますけれども、そういうのが大々的に報道されていることによって、本当に生活保護を受けている方が、もう大変不正をやっておるのがいっぱいおると報道されている、そういう嫌いもありますけれども、やはり不正受給をも防ぐというのは当然私は大賛成でございますし、ぜひそういう不正受給の摘発を強化していただくというのはぜひやっていただきたいなあと思いますけれども、そういう部分だけを捉えて、いわゆる扶養義務の義務化の拡大ですとか、支給額を削減するとか、こういうことをやっても、やはり根本的な解決にはならない。やはり先ほど申し上げましたように、国も現在、景気対策、雇用対策に、いわゆる最優先で取り組むというふうにおっしゃっておられまして、それにはかなり取り組んでおられますけれども、こうした景気対策、雇用対策というのが実を結んでくれば、おのずとこうした生活保護の増加ということにも歯どめがかかり、また支給額の総額の増加にも大きく貢献するんじゃないだろうかというふうに思っております、ぜひそういった面からも景気雇用対策というのもやはりしっかりとやって、皆さん方に働く場を広げていくというふうにぜひしていただきたいなあというふうに思っております。いずれにいたしましても生活保護というのは、社会の中の仕組みの最終のセーフティーネットであるべきでありますし、ぜひこれは、これからもしっかりとしたこういう福祉社会を目指す限りはこういったものは十分安定的な形で維持、そして存続させていくべきものであるというふうには私は思っております。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

今市長からも言われましたように、前にも同じようなことをお伺いいたしました。今回は、先ほどの2番目に申し上げました就学援助制度との絡みもあって、改めて質問をいたしました。市長が今言われた方向で、私もおおむね同意をしております。

ついでながら1つだけ申し上げておきますと、不正受給についても市長は本当にごくわずかだというふうに言われました。新聞報道でも、言葉遣いが間違っていると思うんですけれども、不正といいながらも多くは悪意のあるものではないということを書いてありますね。担当者のコメントとして。だから悪意があってやったものについては、やっぱり不正だと思うんですけれども、間違いを犯したということも含めて全部不正受給がふえているという言い方をすること自体がやっぱり問題ではないかというふうに思っています。そういったことをついでながら申し上げましたけれども、いずれにしてもそういう状況の中で市として仮に強行されたにしても、なるべく市民に負担が行かないような対応をぜひ考えていってほしいと。もっとできれば市長がいろんな場を通じて、地

方の状況を見逃したようなことを強引に進めないような取り組みをしてほしいということを申し上げておきます。

では、4番目に移ります。

船来山についてであります。12月にもお伺いしましたが、今回は新年度予算の説明資料の中で船来山古墳群詳細分布調査事業というのが生まれ、その事業実施効果として「今後本市の地域資源、観光資源とすることができます」というふうに記載されています。これを見ましたので、もう改めてこれは質問しておいたほうがいいかなあとということで、今回、また取り上げました。時間がありませんので、簡単に申し上げますけれども、船来山については、御承知のとおり、かつてゴルフ場開発の話が出まして、そのときにゴルフ場に絡む部分について古墳の発掘調査をいたしました。これは教育委員会の資料だと思いますが、船来山古墳群の位置づけ重要性という文書がありまして、その中に船来山の古墳群は291基というふうに記されています。括弧つきで、もっとふえるかもしれませんというふうに書いてあります。最初に申し上げたように、ゴルフ場の開発に絡む部分の発掘調査をしたわけでありますから、それ以外の部分もありますので、船来山全体とすればさらに相当多くの古墳があるだろうというふうに私も想定しています。現在の状況の中で、岐阜県内の古墳群ランキングは1位で、前方後円墳のランキングも1位、全国でいうと第4位というふうになっています。第3位が600でありますので、ふえてもそこまではいかないかもしれませんが、いずれにしても全国でも有数の古墳群の地域だということは言えます。それについて今回古墳群の詳細分布調査事業に取り組みれるということについては、積極的な方向だというふうには思っています。

せっかくこれをやられるのであれば、ただ古墳がありましたよというだけではなくて、それがここにも書いてありますように、地域資源、観光資源となるようにしていかなければならないと。であれば、さらにその船来山が、ほとんど民有地ではありますけれども、市として何らかの手を打ちながら主要な古墳めぐりのルートをつくるとか、これが目に見える形でやっぱり観光資源として活用できるような工夫が必要だろうと、そのためには今の状況を見ていると、例えば尾根を尾根伝いにルートができて、ところどころまた手を伸ばしてという形でいけば、おおむね主要な古墳については古墳めぐりができるんじゃないかという気はいたしておりますけれども、そういったことを踏まえながら、12月に答弁はいただいておりますけれども、さらにこの状況を踏まえて、今後産業建設部として船来山の問題についてどう取り組んでいこうとされるか、お伺いをいたします。

議長（後藤壽太郎君）

ただいまの質問についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 大熊秀敏君。

産業建設部長（大熊秀敏君）

船来山を散策する尾根伝いの道路につきましては、今議員がおっしゃられましたように、12月議会において、ボランティアによる古墳の草刈り等は行っておりますが、民有地であるため、市として整備することはできません。ボランティアによる尾根伝いの道の整備に対する要望がありました

ら、市として地権者の意向確認等の協力をしていきたい旨の御答弁をさせていただいております。

今回教育委員会におきまして、古墳の詳細分布調査を新年度予算にて計上されておりますが、今後5年間の調査が行われる予定となっておりますので、その経過を踏まえながら、産業建設部として対応を考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

〔18番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

鵜飼君。

18番（鵜飼静雄君）

基本的な対応はそれで結構なんですけれども、教育委員会としては、古墳というのは非常に重要なものだというふうに位置づけて、このような事業を組まれたというふうに思います。それが単に教育委員会だけの思いにならないよう、本巢市としての思いになるようにぜひ横の連携もとりながら状況を、これからのいろいろな推移についてもお互いにちゃんと確認し合いながら必要な手だてをお互いに協力してとっていき、そのことが大切だというふうに思っています。その点、今はどういうふうにその点横の連携があるのかということにはわかりませんが、見る限りではまだそれぞれの思いで取り組んでおられるというふうにはしか思えません。ぜひその辺の連携をしっかりとりながら船来山について、12月にも申し上げましたように、我々にとって、特に糸貫の我々にとっては里山であったわけでありまして、それが古墳が出たことによって、また性格が変わってきたという部分もありますけれども、いずれにしても主要な、そして重要な山でありますので、誰もが親しめるようなものなるよう努力してほしいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして、1番 江崎達己君の発言を許します。

1番（江崎達己君）

それでは、今定例会最後の質問者ですが、発言通告に基づきまして議長のお許しがありましたので、質問させていただきます。

私は3点について、一括方式で質問させていただきます。

第1点目でございます。

本巢市市制施行10周年記念についてということでございます。

平成の大合併により平成16年2月1日に本巢市が誕生し、市が施行されました。人によっては、たかが10年と言われる方も見えますが、私はされど10年と思いたいです。平成25年度予算を見ますと、公式マスコットキャラクター「もとまる」ができたということにより、関連グッズの作製、記念事業イベントが計画されていますが、この事業が全てだとは思いません。市民に広く周知していただき、市内外に広くPRしていきたいと思っております。そのため平成25年度中に開催される行事やイベント、さらに広報紙、CCNet、各種団体への周知、さらに市の封筒にも「市施行10周年記念」というように記載するなど、いろんな点で機会を活用し、周知される取り組みが必要ではない

かと思えます。また、先輩議員の道下議員からの質問もありましたように、災害時相互支援協定という中でも市制10周年記念という意味で、都市間のきずなをつなぐという意味での締結なんかもしてはどうかと思えます。

そこで第1点目として、市制10周年記念事業の今後の取り組みについて企画部長さんに質問します。

第2点目、公式キャラクター「もとまる」について質問します。

一般質問初日の1番目に鏗本先輩議員が力強く、冷静に、粛々と質問されましたので、重複する質問になりますが、私なりに質問させていただきます。

平成23年12月議会において、47年ぶりに岐阜県において清流国体、清流大会が開催されるということで、利活用によっては本業市の産業振興、観光振興にもつながるという意味で、本市にマスコットキャラクターを設けてはどうかという質問をさせていただきました。市側の答弁は、今後関係部局や関係団体と協議しながら検討してまいりますという答弁でした。私は、ちょっと前向きではなく残念だなあと思いました。しかし、昨年の国体終了後、若手政策研究グループの提案として、全国公募し、403点の応募作品の中から1次選考、2次選考され、10点の候補に搾られ、市民の投票を得てキャラクターデザインが決定し、先月2月27日の新聞報道によりますと、縫いぐるみが完成し、3月9日にデビューイベントが開催され、公式キャラクターとしてのお目見えがされました。いよいよこのキャラクター「もとまる」の利活用が大切です。

先日の新聞報道によりますと、ゆるキャラグランプリナンバー1の熊本の「くまモン」により、経済波及効果293億円と発表されていました。このくまモンは商標権をなくし無料ということで、関連品が1万点以上の商品があるということでした。ゆえに、大きな経済波及効果を生んでいるということでもあると思います。先日の3月8日の新聞記事を読みますと、熊本のくまモンが石川県の加賀温泉郷をPRをするということで、女性グループ「レディー・カガ」、加賀温泉のホテルの若おかみさんらのグループだと思えますが、レディー・カガと京都府の「まゆまる」が登場する観光ビデオの撮影が始まったという記事がございました。加賀温泉側が熊本に招き、熊本と京都でも撮影する、またインターネットで動画を公開し、各府県の魅力を全世界に伝えるという記事でした。

現在では各自治体、民間企業、国の機関などキャラクターは約880件ほどあるというようなことも聞いております。また、彦根市の「ひこにゃん」が経済波及効果8億円、ただし使用権3%を取っていると。奈良市の「せんとくん」が2億円というふうに公表されておりました。ちなみにお隣の岐阜市の公式キャラクター「うーたん」は、岐阜長良川鵜飼のマスコットキャラクターとして平成3年に誕生し、各種イベントや観光キャンペーンに参加し、岐阜市のウ飼いや観光をPRしております。私の現職時、鵜飼観覧船事務所に勤めていたときですけれども、乗船切符を売る売り場にウ飼期間中は毎日お目見えさせ、うーたんと一緒にいるんな方が記念写真を撮られました。特に子どもたちや外国人には日本でのお土産になると言って喜ばれておりました。このようにイベントや観光キャンペーンに利用するのだけではなく、広く利活用されることを望みます。

そこで2点目として、マスコットキャラクターの利活用はどのようにされるのか、要綱、並びに

要領はどのように定められているのか、お聞かせください。

3点目です。市民サービスの向上を図る取り組みという点につきまして、事務事業の経費の削減の中で事業効果を上げる取り組みがなされておりますが、さらなる取り組みとして、市の大封筒の効果的な活用による市民サービスを図ってはどうかということで、大封筒を切り取り、中封筒として活用を図る取り組みはということでございます。今回お手元の資料配付の中に資料として封筒見本を縮小させてきましたが、これが普通の一般の、これは岐阜市のですが大封筒で、ここに切り取りがあって、切るとこういう中封筒になって活用できると、市から送られてきた封筒を市民がもらったときに、ここを切って、今度は市民が封筒として活用できるという取り組みです。これは岐阜県の中で東濃地域のある市が、市民に送るときの大封筒を、点線を切ったのりづけをすることで中封筒として再利用しているということを岐阜市の議員が知り、市に提案されました。これは、市民に送られた大封筒の再利用をしていただき、市民に還元するという試みです。また税務署では、今確定申告の時期でございますが、資料説明用の折り込みがあります。それを切り取ったのりづけすると、確定申告の提出用ということで再利用されております。これをここに申告書を入れてそのまま税務署へ出してもらって結構ですよ、また切手を張って送っていただいても結構ですよというチラシです。これは、中身はこれいろいろ説明用の資料なんですけれども、それを折ったのりづけをすればいいですよという取り組みです。こういったように、確定申告の提出用として申告者の利便性に配慮した取り組みであると思います。

そこで3点目として、本市でも大封筒の再活用を図る取り組みをしてはどうかという点です。ただ取り組むのではなく、この封筒の、俗に言うこういう行政の大封筒ですが、こういったところに、これが岐阜市だと毎月第2第4は職員のノーカードですよとか、家庭の日ですよとかいろいろたっていますが、ここに「本巣市政10周年記念」とかを入れて、しばらくの間一、二年活用されたらどうかなあというふうにも思います。総務部長さんにお尋ねします。以上です。

議長（後藤壽太郎君）

それでは1項目め、本巣市制10周年記念についての答弁と、2項目め、公式マスコットキャラクター「もとまる」についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、1点目の市制10周年記念事業の今後の取り組み等につきまして、お答えを申し上げます。

本巣市は、平成16年2月の合併により誕生し、平成26年2月に10周年の節目を迎えます。

この市制施行10周年を迎えるに当たりまして、市民総ぐるみで祝い、市民一人一人がいつまでも元気で笑顔あふれるまちの実現に向け、事業の企画・検討段階から市民参加を積極的に進め、全市的な機運の盛り上がりを図る事業を記念事業として実施したいと考えているところでございます。

新年度におきましては、既存イベントをプレイベントとして位置づけ、ゆるキャラを活用したPRに努めるほか、平成26年2月1日の合併10周年記念式典の開催を予定しており、具体的な事業と

いたしましては、平成26年度に記念イベントを実施、開催する計画でございます。このため、現在若手職員で組織しております政策研究グループで検討しているところでございますけれども、いずれにいたしましても、行政と市民、企業等が一体となったオール本巣「市民が主役」の記念事業となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の市マスコットキャラクター「もとまる」の利活用及び要綱につきまして、お答え申し上げます。

マスコットキャラクターの活用につきましては、キャラクターの持つ愛らしさや親しみやすさといった強みを存分に生かし、本市のイメージアップを図るため、市内外への情報発信に広く活用したいと考えております。具体的には、市内外のイベントへの着ぐるみの出演を初め、広報出版物等への活用、10周年記念事業で市民に配布するキャラクターグッズの作成などを計画しております。また、キャラクターの活用につきましては、行政に限らず、地域の企業や団体などが主体的に行うキャラクター関連商品などの活用についても、本市の観光や産業振興に資するものであれば、積極的に御活用していただきたいと考えております。

マスコットキャラクターに関する要綱につきましては、昨日の鏝本議員さんからの御質問にお答えさせていただきましたが、市民や法人、その他団体においても広く活用していただけるよう、本巣市マスコットキャラクターの使用に関する要綱及び本巣市マスコット「もとまる」着ぐるみ貸し出し要綱を定めておまして、要綱等の内容につきましては、使用申請書を提出していただくこと、また使用の制限、遵守していただく事項、使用料は無料とすることなどを定めております。以上でございます。

議長（後藤壽太郎君）

続きまして3項目め、市民サービスの向上を図る取り組みについての答弁を、総務部長に求めます。

総務部長 川村登志幸君。

総務部長（川村登志幸君）

それでは、市の大封筒の効果的な活用による市民サービスを図る取り組みということで、お答えさせていただきます。

近隣の市におけますこうした封筒の効果的な活用の取り組みにつきまして、少し状況を確認させていただきました。岐阜市では、議員から御提示ありましたように、大封筒の余白を利用し、これをちょっと手を加えることによって中封筒として再利用できるよう工夫されておりますし、各務原市では、余白をメモ紙として利用できるよう工夫されているように聞いております。こうした岐阜市、各務原市、こういったところの事例も参考にしまして、大封筒の効果的な活用に向けて、印刷等もかかりますので、コスト面なども研究しながら進めてまいりたいというふうを考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1 番（江崎達己君）

一通りの答弁ありがとうございます。

少し、もう一度ちょっと聞きたいこともありますので、確認したいと思います。

マスコットキャラクターなのですが、先ほど質問の中にもありましたように使用権を取るか取らないかとか、そういう制約によっては大きな経済波及効果も変わってきます。そんな中で、本業市は基本的に何か無料というような御答弁でしたが、要綱、要領についてもう少し具体的なあれを教えてくださいたいと思いますが。

議長（後藤壽太郎君）

それだけでいいですか。

1 番（江崎達己君）

まとめてですか。

それから大封筒の件ですが、これは私自身が調べたところによると、著作権とか、そういったものがないように聞いております。一番当初につくられた、これ実は東濃の市というのは土岐市だったんですね。土岐だとは思いますが、土岐市のほうへ確認したら、著作権とかそういうのはないですよ。ただし岐阜市では、ひょっとして著作権が絡むとあかんからということで、ちょっとそれをアレンジして今現在の封筒活用になっているような経過がありました。ぜひ研究調査していただいて活用できるのであれば、前向きにお願いしたいと思います。

議長（後藤壽太郎君）

3 番目の今の話は要望でいいですか、それは。

1 番（江崎達己君）

はい、要望でいいです。

議長（後藤壽太郎君）

それでは、2 項目めについての再質問を企画部長に答弁を求めます。

企画部長 石川博紀君。

企画部長（石川博紀君）

それでは、着ぐるみ貸し出し要綱の具体的な中身について少しお話をさせていただきます。

まず着ぐるみ貸し出し要綱の第2条におきまして、貸し出しの期間は貸出日から7日以内とするということや、第5条におきましては、貸し出しを承認しない場合といたしまして、市の信用または品位を損なうおそれがあるとき、法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき、特定の個人や企業、政党、宗教団体を支援し、公認しているような誤解を与えるときなどというふうに規定をしております。これにつきましては、昨日鏝本議員さんの御質問にお答えさせていただいたとおりでございますけれども、そのほかに第7条におきましては、着ぐるみを第三者に譲渡、または又貸しをしないこと、また借用期間を厳守すること、使用状況の写真等を提出することなどの使用上の遵守事項を定めております。また、そのほかに第9条におきましては、使用者が着ぐるみを汚損または

破損した場合は、使用者の責任と負担において補修し、またはクリーニングを行うことということが定められております。

さらにそのほかに、ほかに貸し出しする場合にお渡しする「もとまる使用着ぐるみマニュアル」というのを定めておりました、着ぐるみを着る場合に30分程度を上限といたしまして、休憩をとりながら交代して使っていただくということとか、着る人の服装とか身長、それから着るときの順序、それと、もとまるとしての動きとかポーズとか、そういったものも一応定めておりますし、必ず動く場合に補助者がつくことということも含めております。さらに着ぐるみを返却するときのクリーニングの方法なども詳細に決めておりました、そういったことで安全に活用できるような方法ということをお願いするということでございます。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（後藤壽太郎君）

江崎君。

1番（江崎達己君）

新聞記事によりますと、この近隣の6都市の中で一番最後に本巣市がこのキャラクターを設けたということです。他の都市の事例なんかを参考にして、さらなるバージョンアップした、ブラッシュアップした本巣市の公式キャラクターというふうでの活用をぜひお願いしたいと思います。これは何かといいますと、例えばですけれども、マスコットキャラクターを夏場のイベントなんかに使いますと、あれはかぶり物ですので、汗びっしょりかいて中は汗臭くて、次の人が使うには大変です。1回使用したごとにクリーニングしてくれなんて言われても困りますので、やっぱり新しいところは夏バージョンのものと冬バージョンのものをつくっているようです。そういうのも一つの研究です。まだまだこれからですので、そういったことも、近隣の都市、他都市の事例も参考にしながらブラッシュアップしていただきたいと思います。

全体をまとめてあれしたいと思います。

ことしの年頭の挨拶に市長の訓辞があったそうです。市の幹部の皆さんに、「知恵を出せ、汗をかけ」といったような挨拶がされたというふうに風の便りで伝わってきました。これは市長さん本当でしょうかね。私も地方公務員として奉職していた今から約15年前ほど前ですが、前市長、今の市長さんじゃない前市長の浅野市長さんのときに年頭の訓辞がありました。頭を使え、汗をかけ、頭も体も使えない職員はやめてしまえよと、そんなぐらい強い意味だったそうですけれども、これは私もうろ覚えですので、間違っているかもしれませんが、そんなような挨拶があったと思っております。これは日本軍の山本五十六連合艦隊司令長官の言葉だと聞き及んでおります。特に昨今の社会情勢、多様化する市民のニーズに対応していかなきゃならないためにも、こういった訓辞が時折なされると思えます。私たちも、今後議員としてもブラッシュアップしていかなければならないというふうに痛感をいたしましております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

散会の宣告

議長（後藤壽太郎君）

それでは、以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

3月26日火曜日、午前9時から本会議を開会いたしますので御参集ください。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

午後2時09分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

